○新見公立大学教員選考基準

平成22年４月１日

基準第２号

改正　平成28年10月１日基準第２号

令和２年４月１日基準第２号

（趣旨）

第１条　新見公立大学学則（平成22年規則第１号）第34条第１項に定める教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考は、この基準の定めるところによる。

（選考等の基準）

第２条　教員採用及び昇任については、新見公立大学（以下「本学」という。）の経営状況に配慮した上で人格・識見・履歴・教育研究の能力・学会等及び社会における活動並びに健康等につき、そのいずれもが本学の教員たるに適する条件を備えていなければならない。

２　教員の選考は、前項に掲げる各細目を総合して判断する。

３　第１項の各細目のうち、履歴・教育研究の能力・学会等における活動については、担当しようとする専攻分野に関するもののみを選考の際の対象としなければならない。

４　教員の採用に当たっては、各方面から広く優れた人材を求めるため、原則として公募を行うとともに、本学の理念・目標及び将来構想等に応じて選考する。ただし、公募以外の手段により単数の最適任者が得られると判断される場合には、必ずしも公募によらなくてもよい。

５　教員の選考に当たって提出を求める書類は、次のとおりとする。

(1)　履歴書（学歴・研究歴・担当科目を記した教育歴・業務内容・職歴をそれぞれ別記）

(2)　研究及び教育等の業績目録

(3)　業績内容の概要説明

(4)　学会等及び社会における活動

(5)　推薦書等その他必要と認めるもの

（教授の資格）

第３条　教授は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の優れた業績を有すると認められる者

(2)　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3)　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の３に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4)　芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者

(5)　大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(6)　研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

(7)　特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第４条　准教授は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　前条各号のいずれかに該当する者

(2)　修士の学位又は学位規則第５条の３に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3)　大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(4)　専門分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第５条　講師は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　第３条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2)　特定の分野について、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第６条　助教は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　第３条又は第４条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2)　修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のう

ち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第５条の３に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3)　特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第７条　助手は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2)　前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

附　則

（施行期日）

１　この基準は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日の前日までに採用及び昇任を承認された教員については、この基準に基づき承認を受けたものとみなす。

附　則（平成28年10月１日基準第２号）

この基準は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日基準第２号）

この基準は、令和２年４月１日から施行する。